

家賃支給の対象になるための主な要件

- ・2007年10月1日以後に離職したこと
- ・離職前に自らの労働により賃金を得て、主として世帯の生計を維持していた者等であること
- ・就労能力及び常用就職の意欲があり、公共職業安定所に求職の申し込みを行うこと、または現に行っていること
- ・住宅を喪失していること、または喪失するおそれがあること
- ・申請日の属する月における、申請者及び申請者と生計を一つにしている同居親族の収入額の合計が、①単身世帯は8万4000円と家賃額(上限は5万3700円)を合算した金額未満、②2人世帯は17万2000円以下、③3人以上の世帯は17万2000円と家賃額(上限は

- 6万9800円)を合算した金額未満であること
- ・申請者及び申請者と生計を一つにしている同居親族の預貯金額の合計が、①単身世帯は50万円以下、②複数世帯は100万円以下であること
- ・国及び地方公共団体等が実施する、住宅等困窮離職者に実施する貸付や給付を、申請者及び申請者と生計を一つにしている同居親族が受けていないこと
- ・支給申請者及び支給申請者と生計を一つにする同居の親族が暴力団員でないこと

ご案内

町田市就労・住宅相談 離職した方の家賃を支給します

主な要件は左表のとおりです。要件をすべて満たす方が支給の対象となります。

支給額(上限) 単身世帯は月額5万3700円、複数世帯は

は月額6万9800円

支給期間(限度) 6か月間、ただし、規定の就職活動を誠実に継続し、支給要件に該当している場合は、申請により、さらに3か月を限度に延長有り

※家賃の支給を受ける方は、社会福祉協議会で実施する、総合支援資金等の貸付の相談を受けることができます。

問 詳細は生活保護課就労・住宅相談担当 ☎729・7670へ。

入ご参加を

催し

町田市立博物館 所蔵品展

会期 11月27日(土)まで

時間 午前10時～午後4時(毎週日曜日は休室)

場 桜美林大学其中館2階桜美林資料展示室

内 桜美林大学の学生と町田市立博物館の学芸員による所蔵品展

「公開講座」「博物館・大学・地域の連携について」博字連携

直接会場へおいで下さい。
日 11月18日(木) 午後4時10分～5時40分

場 桜美林大学太平館202教室
講 桜美林大学教授(博物館学)・浜田弘明氏

定 50人(先着順)
問 桜美林大学教職センター事

務室 ☎797・9274 FAX 797・4951、町田市立博物館 ☎726・1531 FAX 723・3406

鎌倉古道の真のルートを探る・第2弾

今回は、古道跡が最も濃厚に残る野津田公園上ノ原から小野路関谷城までを辿りま

す。今後は「小野路宿」貝取「永山駅」、「乞田」関戸・霞ヶ跡(多摩市)を予定しています。

集合時間・場所 12月5日(日) 午前10時に神奈川中央交通町田営業所(野津田車庫)入口前集合(小雨実施)

内 華厳院の古道跡・野津田公園・鎌倉古道発掘現場跡・小野路関谷城・中宿バス停(行

程約4km、約5時間30分) 定100人(申し込み順) 費1200円(保険、資料代含む)

固定資産税(家屋)の減額について

一定の要件を満たす新築工事・改修工事を行った場合、申告により固定資産税が減額される制度があります。減額内容・期間、申告方法等の詳細は、資産税課家屋係へお問い合わせ下さい。

「認定長期優良住宅に対する減額制度」

対 2012年3月31日までの間に「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」にもとづき認定を受けて新築した長期優良住宅で、一定の要件を満たすもの

申告期限 新築した翌年の1月31日まで

「耐震改修に伴う減額制度」

対 1982年1月1日以前に建築された住宅を、現行の耐震基準に適合させるように改修工事(工事費用30万円以上)を行ったもの

申告期限 工事が完了した日から3か月以内

「バリアフリー改修に伴う減額制度」

対 2007年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)で、一定の要件を満たすバリアフリー改修工事(補助金を除く工事費用が30万円以上)を行ったもの

申告期限 工事が完了した日から3か月以内

申 電話で忠生公園自然観察センター ☎792・1326

野津田公園農作業体験

日 11月28日(祝) 午前9時～正午

場 野津田公園
内 サツマイモの収穫
定 20組(申し込み順)
費 1区画持ち帰り500円(最大2区画まで)

申 11月22日までに電話で野津田公園 ☎735・4511、受付時間 午前9時～午後5時へ。

問 公園緑地課 ☎793・7611

参加者募集

元気力測定会
握力や歩行速度などの体力

対 2010年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)で、一定の要件を満たす省エネ改修工事(工事費用30万円以上)を行ったもの

申告期限 工事が完了した日から3か月以内

「省エネ改修に伴う減額制度」

対 2010年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)で、一定の要件を満たす省エネ改修工事(工事費用30万円以上)を行ったもの

申告期限 工事が完了した日から3か月以内

「省エネ改修に伴う減額制度」

測定と、転倒予防のアドバイス・体操を行います。

実演と販売

野津田町の七国山地区で栽培しているなたねから、油をしぼります。

対 2010年1月1日以前に建築された住宅(賃貸住宅を除く)で、一定の要件を満たす省エネ改修工事(工事費用30万円以上)を行ったもの

申告期限 工事が完了した日から3か月以内

「省エネ改修に伴う減額制度」

家屋を取り壊された方へ

この税額の基礎となる評価額を算出するために、職員がお伺いして調査を実施いたします。家屋調査にご協力をお願いいたします。

固定資産税と都市計画税は、毎年1月1日現在の家屋の所有者に課税されます。家屋を取り壊した場合(一部取り壊しを含む)、届出がないと、取り壊した家屋が課税され続けることがあります。

誤った課税をなくすためにも、登記されていた家屋を取り壊した場合は、法務局へ申請して下さい。

未登記家屋を取り壊した方は、お早めに資産税課家屋係までご連絡下さい。

家屋を新築・増築された方へ

家屋を新築・増築した場合、その翌年度から固定資産税と都市計画税(市街化調整区域を除く)が課税されます。

測定と、転倒予防のアドバイス・体操を行います。

油は、425gビン1本800円で販売します。

町田市民ホール事業

日 11月20日(土)
販売時間 午前9時30分から(売切れ次第終了)
実演時間 午前11時～午後2時
場 ふるさと農具館
問 同館 ☎736・8380

玉川学園子どもクラブ
こころの児童館
「ネイチャーゲームで遊ぼう」
「秋色の森で遊ぼう」

対 小学生以上の子ども(親子での参加歓迎)

日 11月13日(土) 午前10時30分～午後5時

町田市民ホール事業

町田市民ホール ☎728・4300
TEL:042-728-4300
※電話はおかけ間違いのないようお願いします。
※6歳以上の方から入場可。
※休館日 第1・3月曜日(祝日のときはその翌日) 受付時間 午前8時30分～午後5時

12月12日(日) 午後2時開演

場 町田中央図書館
定 108人(申し込み順)
申 11月12日正午から電話で町田市コールセンター ☎724・5656へ。

竹澤恭子 ヴァイオリンリサイタル

2011年2月14日(月) 午後6時30分開演
3500円(全席指定)

申 11月17日から電話またはインターネットで町田市民ホールへ。

町田市民ホール ☎723・2946



中央図書館開館20周年記念公演
ふねあきの落語
舟岡隆之 独演会

町田市民ホール事業
町田市民ホール ☎728・4300
TEL:042-728-4300
※電話はおかけ間違いのないようお願いします。
※6歳以上の方から入場可。
※休館日 第1・3月曜日(祝日のときはその翌日) 受付時間 午前8時30分～午後5時

1月1日・2日は女性に文をなす男をなくす運動期間です。女性性のこと言話相談 ☎723・2946。詳細は本紙8面の市民カレンダー内をご覧ください。FAX 723・2946